

子政第5587号
令和2年3月25日

各 市 町 村 長 殿

山 梨 県 知 事

新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での保育の実施について

新型コロナウイルス感染症への対応については、子ども達への感染リスクに備えるという観点から、感染の拡大を防ぐ重要な時期である3月中旬頃までの間、できる限り登園を控えていただく旨の依頼を行ったところです（令和2年2月28日付け子政第4955号「新型コロナウイルス感染症対策のための保育所等への登園自粛について」）。

その後、本県においても当該感染症の感染者が発生するなど、依然として警戒を緩めることはできない状況ではありますが、3月19日に公表された国の専門家会議の提言を受けた国の対応等も考慮し、これまで行っていた一律の登園自粛要請を終了することといたします。

しかしながら、国内においては一部の地域で感染の拡大も見られるところです。

つきましては、今後も引き続き各保育所等において、地域の感染状況等に注意しつつ、子どもや保護者、保育士等の健康管理にも十分留意しながら保育を実施していただきたいと考えていますので、貴職から所管の保育所等及び保護者の方に周知していただきますようお願いいたします。

今後とも、感染拡大防止のため、これまで国から発出されている通知を踏まえる中で、密閉空間にしないための換気の徹底や、多くの人が手の届く距離に集まらないこと、近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えることなどに十分配慮し、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底していただくとともに、発熱や具合が悪い児童の登園を控えることや、感染者や濃厚接触者が発生した場合には、保健所等に十分相談した上で、登園自粛や臨時休園などの措置を適切に実施されるよう、重ねてお願いいたします。

山梨県 子育て支援局

子育て政策課 TEL 055-223-1458